

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	岐阜県白川町教育委員会
指定したモデル地域名	白川町

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
－	5	3	－	－	－	8

＜参考＞保育所数：6（公 5，私 1）、ことばの教室：1

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本町は平成 23 年度策定の白川町第 5 次総合計画において、「白川を愛し、たくましく心のあったかい子を育む美濃白川」という町を目指し、基本方針の一つに「0 歳から 15 歳までの一貫教育の仕組みと内容」を掲げている。

この基本方針の下に、白川町役場の機構は、教育委員会事務局で保育所に関する業務を担ったり、町民会館内に教育委員会と保健福祉課を置いたりすることにより、保育・学校教育・社会教育・保健・福祉の連携が図られている。また、町単独で学校支援員を配置したり、特別支援教育担当者の会議を開催したりして個に応じた指導の工夫に取り組んできた。さらに、岐阜県教育委員会指定の「幼児教育推進事業」により保・小・中の接続を図ったカリキュラムの開発、岐阜県健康福祉部による「地域療育システム支援事業」により C L M（チェックリスト in 三重）と個別の指導計画の作成などの取組を積み重ねることによって、町内保育所、小・中学校の連携が進み、児童生徒の発達に沿った支援がより一層なされるようになった。

しかし、これらの取組は保育所・小・中学校職員らの努力に頼るところが多かった。そこで地域の教育資源を十分に活用すべく、平成 25 年度に白川町発達支援連携協議会規則を制定し（平成 26 年度に一部改正）、白川町子ども発達支援システムを構築したところである。さらに、平成 26 年度には本事業を活用し、教育委員会に発達支援対策監（合理的配慮協力員）を設置し、発達障害等の特別支援教育の視点を取り入れ、地域の教育資源を活用し、地域からの専門的な指導が受けられる体制を作り、インクルーシブな教育環境を整えることを目指した。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

(1) モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

①「白川町子ども発達支援システム」のリーフレット作成

平成 25 年 4 月 1 日には白川町発達支援連携協議会規則が制定され、発達支援連携協議会等々の組織・会議が設置された。これらの組織・会議が中心となって、特別な支援を必要とする子供を支援する仕組みが「白川町子ども発達支援システム」である。

平成 25 年度に作成された「白川町子ども発達支援システム」の概念図について、組織・会議やスクールクラスター（域内の教育資源の組合せ）が子供の発達とどのように関係しているかをより明確に示した平成 26 年度版「白川町子ども発達支援システム」のリーフレット（A3 判 2 つ折り）を作成した。

このリーフレットを特別支援教育に関わる会議等で配布・説明し、本町の進めようとしている特別支援教育の理解を図った。

②保育園発達支援部会、小学校教育支援部会への専門アドバイザー派遣

平成 25 年度から発達支援連携協議会の委員に特別支援教育に関し見識を有する者（専門アドバイザー）を委嘱し、さらにこの専門アドバイザーを保育園発達支援部会や小学校教育支援部会にも位置付けた。平成 26 年度からは町内 6 保育所、町内 5 小学校で開催されるこれらの部会に、必ず専門アドバイザーを派遣する体制を作った。

(2) その他の取組

①中学校主幹教諭による校区の小学校訪問及び指導

白川中学校に配置された主幹教諭（白川中学校の特別支援教育コーディネーター）は、その校区にある白川小学校、白川北小学校、蘇原小学校を 1 週間の中で半日ずつ訪問（出張）する体制を作っている。各小学校において合理的配慮を必要とする児童の様子を観察し、小学校の特別支援教育コーディネーターや管理職、スクールカウンセラー等と懇談し、情報を共有している。また、校内で特別な支援を必要とする児童生徒のケース会議を主催し、問題解決に当たった。

②特別支援教育に関する講演会の開催

特別支援教育に関する資質・能力の向上を目指して本町の保育士や教職員を対象に講演会を開催した。講師は、NPO 法人ライフ・ステージ・サポートみえ、岐阜大学教授、文部科学省特別支援教育調査官、国立特別支援教育総合研究所研究員などをお願いした。

【モデル地域内における取組】

(1) 発達支援連携協議会の活動

「白川町子ども発達支援システム」は白川町発達支援連携協議会が中核になって子供の成長・発達に関わる各機関を会議によって連結し、途切れのない支援をしていく仕組みである。

- ①発達支援連携協議会の全体協議会では特別支援教育の理解を深める研修会や児童生徒の就学に関する会議を行った。
- ②保育園発達支援部会、小学校教育支援部会では、保・小・中の職員だけでなく、町こたばの教室の指導員、町保健師、町教委の職員、特別支援教育を専門とするアドバイザーが参加し、特別な支援を必要とする児童生徒について途切れのない支援を協議した。その結果は個別的教育支援計画や個別の指導計画に反映させた。
- ③特別支援教育コーディネーター部会やケース会議では個別の事案を取り上げ、事案によっては専門家を招いて会議を開催した。

(2) 発達支援対策監の活動

本町では、発達支援対策監に小・中学校管理職経験のある退職者を任命した。発達支援対策監は、スクールクラスターを活用した発達支援連携協議会に係る諸会議・研修会等の企画・運営及び専門アドバイザーとの連絡・調整を行った。また、継続的に学校訪問、保育所訪問を行い、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の様子を観察し、必要に応じて特別支援教育コーディネーターや管理職等と懇談をした。さらに、発達や集団適応、就学等で気になる児童生徒に関する学校職員や保護者の相談にはケース会議を開いて問題解決に当たった。また学校支援員研修会では、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮の在り方について助言した。

3. 成果及び課題

【成果】

- (1) 発達支援対策監（合理的配慮協力員）が町内の保育所、小・中学校などを訪問し、児童生徒の観察や職員の指導をしたり、町内外の教育関連機関からの指導が得られるように連絡・調整をしたりしたことによって、児童生徒に関する情報が保育所、小・中学校を通して途切れなく引き継がれるようになった。特に本年度は、保育所、ことばの教室、小学校の連携がより円滑になってきた。
- (2) 保育園発達支援部会、小学校教育支援部会、ケース会議、特別支援教育に関する研修会等に特別支援教育に関する専門家を招き、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者への支援を検討した。保育所や学校にとっては会議の頻度が増えたことで、年度初めは若干の負担感が増したが、会議の内容が子供の成長・発達にとって有意義なものであるという認識が高まり負担感は減少した。そして、保育士や教師の児童生徒に対する理解がより深まり、指導力が向上し、また保護者との信頼関係も高まった。
- (3) 3学期には町内全小学校が小学校教育支援部会を2回実施し、保育所入所児を参観後に保育所から小学校へ引き継ぐ会、小学校6年生を参観後に小学校から中学校へ引

き継ぐ会を行った。この引継ぎを踏まえて、小学校では特別な支援を必要とする児童に対して入学式前に個別に事前指導をするなど環境の変化に慣れるように配慮することができた。また、入学後には小学校１年生、中学校１年生の様子を参観し、引継ぎが確実に行われたかを確かめたり不十分な点があれば補足したりする場を設けた。このように丁寧に引継ぎをすることによって、児童生徒にとって校種等が変わることによる緊張が緩和され、安心して学校生活を送ることができるようになった。

- (４) 白川町子ども発達支援システムのリーフレットによる啓発、保育所におけるＣＬＭと個別の指導計画の実践、特別支援教育コーディネーター部会での実践交流、日本ＬＤ学会への参加などを行った。これらによって、保育士や教師は様々な障害特性と具体的事例を理解するとともに、行動分析や心理分析などの手法を取り入れた支援を知ることができた。

【課題】

- (１) 本町の保育所は地域療育システム支援事業などにより、途切れのない支援についての実践を積み重ねてきた実績があるが、小・中学校においてはまだまだ不十分な段階である。その理由の一つとして、保育士の異動は町内に限られているため、引き続き町内において特別支援教育に関する資質・能力の維持向上に努めることができるが、小・中学校の教職員配置は年度ごとに大きく入れ替わり、そのたびに「白川町子ども発達支援システム」の理解から出発しなければならないからである。

幸いにして本年度は文科省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業（スクールクラスター）」及び「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業」を活用し、発達障害児童生徒の成長・発達を支援するとともに教職員の専門性の向上を目指してきた。今後も教職員の専門性向上のために、更なる取組を継続する必要がある。

- (２) これまで本町には通級指導教室が開設されておらず、発達障害等のある児童に対しては取り出しによる指導等で対応してきた。また、ユニバーサルデザインによる授業改善を進めることで、障害のある児童生徒に配慮した授業に取り組んできた。その一方で、通級指導教室の開設を要望してきたところ、平成２７年度から開設の認可が得られ、白川小学校に通級指導教室（ＬＤ・ＡＤＨＤ 対象）が開設されることになった。

今後は、開設される通級指導教室もスクールクラスターとして「白川町子ども発達支援システム」に組み込み、有効に活用していく必要がある。

- (３) 「白川町子ども発達支援システム」では、１５歳（中学校卒業）までの途切れのない支援について、スクールクラスターを活用した仕組みが構築されている。しかし、その後の就労支援については課題がある。今後も、町保健福祉課や関係機関との連携を一層密にして、０歳から就労までの一貫した支援体制を構築していく必要がある。